

～ 児童虐待をなくし、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを目指して ～

ストップ・ザ・虐待!!

見て見ぬ振りをしていませんか？

悲惨な結果を招かぬように、地域で、関係機関で、
健やかな子育てを応援しましょう!!

通報は、国民の義務です。
通報者の個人情報 は 固く守られます。

《児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条》

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

薩摩川内市要保護児童対策地域協議会

★ 児童虐待とは？

児童虐待の定義

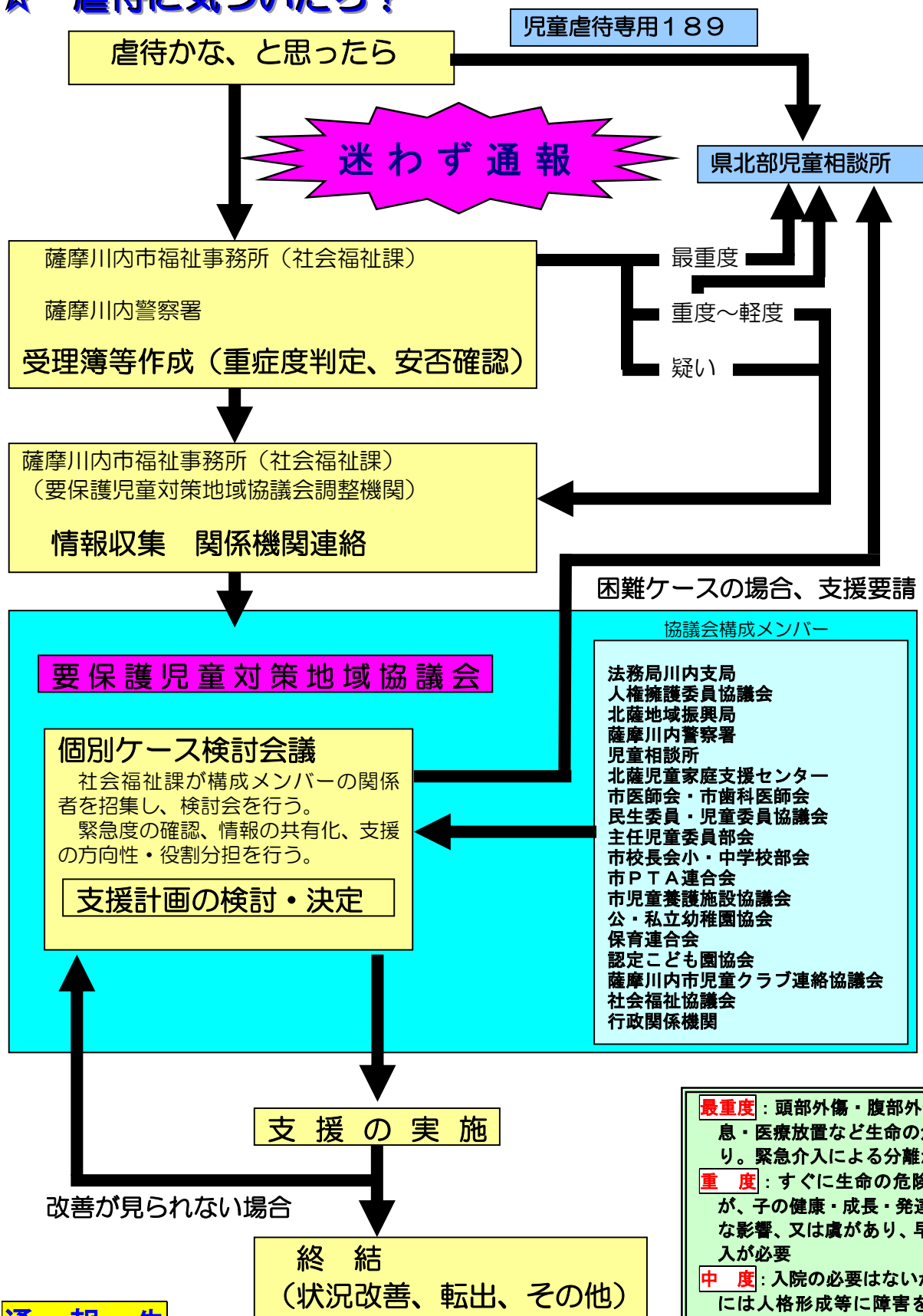
「児童虐待の防止等に関する法律」において、「虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（１８歳に満たない者）について、次に掲げる行為を行うことであると定義されています。

また、「しつけ」のつもりで行った行為でも、子どもの心に深い傷を残すだけでなく、尊い生命を奪ってしまうこともあります。

虐待であるか否かは、子どもの視点や子ども自身が苦痛に感じているかといった観点から判断されなければなりません。

虐待の種類	具体例
① 身体的虐待【法第2条第1号】 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	・殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる。 ・熱湯をかける、タバコの火やアイロンを押し付ける ・逆さ吊りにする、冬戸外に締め出す、身体を縛るなどして拘束する ・異物を飲ませる、食事を与えない…など
② 性的虐待【法第2条第2号】 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	・児童への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆 ・性器や性交を見せる ・ポルノグラフィーの被写体などに児童を強要する…など
③ ネグレクト【法第2条第3号】 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	・子どもの意思に反して学校等へ行かせない ・重大な病気になっても病院に連れて行かない ・乳幼児を家に残したままたびたび外出する ・乳幼児を車の中に放置する ・児童にとって必要な情緒的欲求に응えていない（愛情遮断など） ・極端に不潔な環境の中で生活させる ・下着など長期間ひどく不潔なままにする ・子どもを遺棄する ・同居人が虐待と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する…など・
④ 心理的虐待【法第2条第4号】 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・言葉によるおどかし、脅迫 ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示す ・子どもの心を傷つけることを繰り返して言う ・子どもの自尊心を傷つけるような言動 ・他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする ・子どもの面前で配偶者に対し暴力をふるう…など

☆ 虐待に気づいたら？



通 報 先

社会福祉課 23-5111（内線）2731, 2734 直通 20-6343
 薩摩川内警察署 20-0110 生活安全刑事課
 鹿児島県北部児童相談所 0996-21-3150

最重度：頭部外傷・腹部外傷・窒息・医療放置など生命の危険あり。緊急介入による分離が必要

重 度：すぐに生命の危険はないが、子の健康・成長・発達に重要な影響、又は虐待があり、早期の介入が必要

中 度：入院の必要はないが、長期には人格形成等に障害を残す虞がある。

軽 度：子への暴力、ネグレクト的行為はあるが、一時的と思われる

疑 い：重症度に関わらず疑いがある

◎ 気になる子どもの様子（当てはまる項目が多い場合は、虐待の疑いもあります）

チェック	気 に な る 様 子
	◎おびえた泣き方、抱かれると異常に離れたがらず、不安定な状態が続く
	◎表情が暗く、喜怒哀楽の表情を表さない／表情が乏しい／視線が合わない
	◎基本的な生活習慣が身についていない
	◎不自然な傷・あざがある（虫刺されとは異なる）
	◎夜、寒い中で何時間も外に出され、家の中に入れないでいる
	◎衣類がいつも同じであり、皮膚や頭髮が汚れている。また、異常にやせている
	◎登校時、学校に行く姿をあまり見かけない
	◎近所の家の鍵を壊すなど、悪質ないたづらを繰り返し、また万引きを重ねている
	◎子どもが深夜、外を歩き回っている
	◎乱暴で、攻撃的なことばづかいが見られる、また反抗的な態度である。
	◎他児をいじめる、又は乱暴を繰り返す、うそが多い
	◎生き物（小動物、昆虫、植物）に対する残虐な行為が見られる（殺す、引き抜く等）
	◎不純異性交遊を繰り返す（特に女子）、家出を繰り返すなど
	◎急激な成績の低下／授業中ボーッとしていることが多く、忘れ物が多い
	◎家に帰りがたらず、べったりとくっつくように甘えることがある
	◎親が食事を作らないなど、親がケアしていない状況をふと漏らすことがある
	◎仲間になじめず、ひとりでいることが多い

◎ 気になる親の様子（当てはまる項目が多い場合は、虐待の疑いもあります）

チェック	気 に な る 様 子
	◎表情が硬い／子どもや周りへの語りかけをしない
	◎子どもの扱い方が、ハラハラするほどに乱暴であり、イライラし、よく怒る
	◎子どもへの関心が薄く、親のリズムで行動し、子どものペースを無視する
	◎理由をつけては長時間、園に子どもを置きたがる／迎えが遅い
	◎「可愛いとは思わない」、「この子は欲しくなかった」等、平然と公言する
	◎母親が精神疾患で入退院を繰り返し、そううつ的で不安定である
	◎服装が急に変わる／多弁になる等の人が変わったような様子がある
	◎自分の子どもと他児と比較ばかりする
	◎子どもの泣き声が聞こえ、長時間で限度を越えていると感じられる
	◎親が大声で子どもを怒鳴り、叱ることが日常的であり、限度を越えている
	◎親が子どもをひどく叩き、近寄る子どもを投げ飛ばすような行動をしている
	◎夜遅くまで親が帰らず、年齢の低い子ども達だけで夜を過ごしている
	◎親が地域から孤立しており、全く近隣との交流がない
	◎子育てがきちんとできていないようである／子育ても独特である
	◎親とのコンタクトがとりにくい（拒否的である）
	◎家の中や庭などにゴミが異常に散乱しているが、片付けず異臭がしている。